

新規事業

平成29年度

事業主の皆様へ

山形県 正社員化・所得向上促進事業 奨励金

所得向上促進事業奨励金に新規メニューを追加しました!!(H29.8~)

事業の目的

山形県では、若者の正社員化と、非正規雇用労働者の所得向上を一体的に推進し、購買力のある中間層を増やしていくため、全国に先駆け、新たな奨励金を創設しました。
この奨励金は、厚生労働省(ハローワーク)のキャリアアップ助成金に上乗せして支給するものです。県内企業の皆様の積極的なご活用をお願い申し上げます。

奨励金の概要

《正社員化促進事業奨励金》

・40歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換し、6か月間継続雇用した場合に奨励金を支給します。

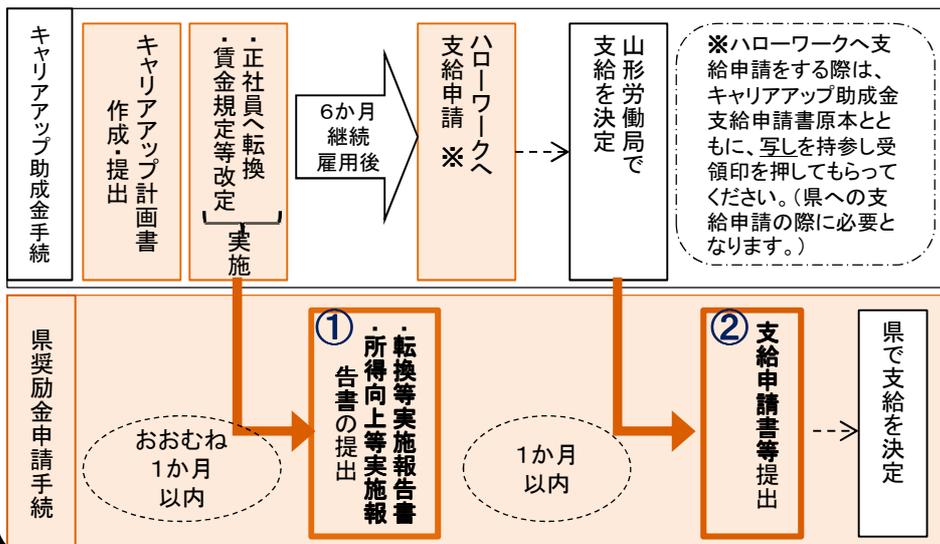
《所得向上促進事業奨励金》

・非正規雇用労働者の賃金を2%以上増額改定し6か月以上適用した場合又は正社員と共通の職務に応じた賃金規定を作成して6か月以上適用した場合に奨励金を支給します。

支給の要件

- ・厚生労働省のキャリアアップ助成金を受給されたこと
(取組みの実施前にキャリアアップ計画を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。)
- ・取組みの実施が平成29年4月1日以降であること(所得向上促進事業奨励金賃金規定等改定コースのうち一部の非正規雇用労働者を対象とするものについては平成29年8月1日以降)
- ・山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること

申請の流れ



● 県への提出書類

- ① 正社員転換・賃金規定等改定からおおむね1か月以内
 - ・転換等実施報告書(県様式) 又は
 - ・所得向上等実施報告書(県様式)
 - ② 山形労働局長によるキャリアアップ助成金支給決定後1か月以内
 - ・奨励金支給申請書・誓約書(県様式)
 - ・キャリアアップ助成金支給申請書の写し(ハローワークの受理印があるもの)
 - ・キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し
- ※ 県様式については山形県HPからダウンロードいただけます。
 県HPトップページ
 > 産業・観光・しごと
 > 労働・雇用
 > 事業者向け情報
 > 山形県 正社員化・所得向上促進事業奨励金

お問い合わせ窓口

〔正社員化・所得向上促進事業奨励金〕
 山形県商工労働部雇用対策課
 正社員化・働き方改革推進室
 TEL: 023-630-2378・2389

〔キャリアアップ助成金〕
 最寄りのハローワークに
 お問い合わせください。

平成29年度 山形県 正社員化・所得向上促進事業奨励金支給額

★支給金額（キャリアアップ助成金については生産性の向上が認められる場合等に増額あり）

※小…小規模事業主 中…中小企業 大…大企業

H29. 8. 1現在

正社員化促進事業奨励金

40歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換すること。

キャリアアップ助成金 正職員化 コース	1人当たり		キャリアアップ助成金 正職員化 コース	1人当たり	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金		キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
有期→正規	中 57万円	小 40万円	中 28.5万円	小 20万円	
		中 30万円		中 15万円	
	大 42.75万円	大 10万円	大 21.375万円	大 5万円	

所得向上促進事業奨励金

①賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者（派遣労働者は除く）の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定すること。

①賃金規定等 改定コース	全ての非正規雇用労働者を対象		一部の非正規雇用労働者を対象	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
対象労働者数 1人～3人	中 9.5万円	小 6.5万円	中 4.75万円	小 3.25万円
		中 5万円		中 2.5万円
	大 7.125万円	大 1.5万円	大 3.325万円	大 0.75万円
対象労働者数 4人～6人	中 19万円	小 13.5万円	中 9.5万円	小 6.75万円
		中 10万円		中 5万円
	大 14.25万円	大 3.5万円	大 7.125万円	大 1.75万円
対象労働者数 7人～10人	中 28.5万円	小 20万円	中 14.25万円	小 10万円
		中 15万円		中 7.5万円
	大 19万円	大 5万円	大 9.5万円	大 2.5万円
対象労働者数 11人～100人 (1人当たり)	中 2.85万円	小 2万円	中 1.425万円	小 1万円
		中 1.5万円		中 0.75万円
	大 1.9万円	大 0.5万円	大 0.95万円	大 0.25万円

<「一部」とは>
雇用形態ごと
(契約社員・パートなど)
職種ごと
(事務職・技能職など)
部署ごと
(事務部門・工場部門など)
などの合理的区分によります。

<賃金規定等の増額改定とは>
これまで賃金規定等がなく、
新たに作成する場合を含みます。

<最低賃金との関係>
最低賃金改正についての公示
日から発効日までに行われた増
額改定については、当該改正最
低賃金までの増額分についても
2%に含めることができます。

新規メニュー
(H29.8～)



②賃金規定等共通化コース

非正規雇用労働者（派遣労働者は除く）に関して、正社員と共通の職務に応じた賃金規定等を作成すること。

②賃金規定等 共通化コース	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
	中 57万円	小 40万円
		中 30万円
大 42.75万円	大 10万円	

【参考】

「小規模事業主」とは、それぞれのキャリアアップ助成金のコースで規定する中小企業事業主のうち、業種区分が「製造業その他」においては企業全体の常時雇用する労働者が20人以下、業種区分が「商業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいいます。
(正社員化促進事業・所得向上促進事業 共通)